

新年度料金表

占用物件		占用料の額
道路 法第 32条 第1 項第 1号 に掲 げる 工作 物	第1種電柱	1本につき1年 2,040円
	第2種電柱	1本につき1年 3,140円
	第3種電柱	1本につき1年 4,230円
	第1種電話柱	1本につき1年 1,790円
	第2種電話柱	1本につき1年 2,880円
	第3種電話柱	1本につき1年 3,980円
	その他の柱類	1本につき1年 180円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年 18円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年 11円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年 1,790円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年 1,090円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1個につき1年 3,650円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年 1,530円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年 8,380円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 3,650円
道路 法第 32条 第1 項第 2号 に掲 げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 77円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満 のもの	長さ1メートルにつき1年 110円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満 のもの	長さ1メートルにつき1年 160円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満 のもの	長さ1メートルにつき1年 220円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満 のもの	長さ1メートルにつき1年 330円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満 のもの	長さ1メートルにつき1年 440円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年 770円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年 1,090円
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートルにつき1年 2,190円
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年 3,650円
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに0.007を乗じて得た額
		上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年 4,190円
		地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年 2,510円
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 3,650円
	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月 700円
道路法施行令第7	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 700円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 8,380円
		標識	

条第 1号 に掲 げる 物件	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	1本につき1日 23円
		その他のもの	1本につき1月 700円
	幕（道路法施 行令第7条 第4号に掲 げる工事用 施設である ものを除 く。）	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日 23円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月 700円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 6,980円
		その他のもの	1基につき1月 3,490円
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年 3,650円
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月 700円
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月 300円
道路法施行令第7 条第9号に掲げる 施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに 0.010を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに 0.007を乗じて得た額	
道路法施行令第7 条第11号に掲げる 応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに 0.010を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに 0.022を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年 Aに 0.031を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			占用面積1平方メートルにつき1年 Aに 0.025を乗じて得た額

河川 法第 32条 第1 項の 規定 によ る占 用物 件(土 地占 用)	第1種電柱		1本につき1年 2,040円
	第2種電柱		1本につき1年 3,140円
	第3種電柱		1本につき1年 4,230円
	第1種電話柱		1本につき1年 1,790円
	第2種電話柱		1本につき1年 2,880円
	第3種電話柱		1本につき1年 3,980円
	その他の柱類		1本につき1年 180円
	塔類		占用面積1平方メートルにつき1年 3,650円
	諸管の架空 又は埋設	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 77円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 110円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 160円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 220円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 330円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年 440円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満		長さ1メートルにつき1年 770円	
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年 1,090円	
外径が1メートル以上のもの		長さ1メートルにつき1年 2,190円	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年 380円	

更新占用料

	占用物件	単位	占用料の額	
			令和8年度	令和9年度
道路法 第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	1,460円	1,750円
	第2種電柱	1本につき1年	2,250円	2,690円
	第3種電柱	1本につき1年	3,040円	3,630円
	第1種電話柱	1本につき1年	1,290円	1,540円
	第2種電話柱	1本につき1年	2,080円	2,480円
	第3種電話柱	1本につき1年	2,870円	3,420円
	その他の柱類	1本につき1年	120円	150円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	13円	15円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	7円	9円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,230円	1,510円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	780円	930円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,510円	3,080円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,050円	1,290円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	6,640円	7,510円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,510円	3,080円	
道路法 第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	55円	66円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	78円	94円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110円	130円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150円	180円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	230円	280円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	310円	370円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	550円	660円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	780円	930円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	1,570円	1,880円
	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	2,510円	3,080円
	道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	3,320円
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	1,990円	2,250円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,510円	3,080円

設					
道路法 施行令 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	その他のもの	表示面積1平方メー トルにつき1年	6,640円	7,510円
	標識		1本につき1年	1,810円	2,070円
道路法 施行令 第7条 第2号 に掲げ る 工作物			占用面積1平方メー トルにつき1年	2,620円	3,130円
道路法 施行令 第7条 第6号 に掲げ る 仮設建 築物及 び同条 第7号 に掲げ る 施設			占用面積1平方メー トルにつき1月	200円	250円
河川法 第32 条第1 項の規 定によ る占用 物件 (土地 占用)	第1種電柱		1本につき1年	1,460円	1,750円
	第2種電柱		1本につき1年	2,250円	2,690円
	第3種電柱		1本につき1年	3,040円	3,630円
	第1種電話柱		1本につき1年	1,290円	1,540円
	第2種電話柱		1本につき1年	2,080円	2,480円
	第3種電話柱		1本につき1年	2,870円	3,420円
	その他の柱類		1本につき1年	120円	150円
	塔類		占用面積1平方メー トルにつき1年	2,510円	3,080円
	諸管の架空又 は埋設	外 径 が 0.07メー トル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	55円	66円
		外 径 が 0.07メー トル以上0.1メ ートル未満の もの	長さ1メートルにつき 1年	78円	94円
		外 径 が 0.1メー トル以上0.15メ ートル未満の もの	長さ1メートルにつき 1年	110円	130円
		外 径 が 0.15メー トル以上0.2メ ートル未満の もの	長さ1メートルにつき 1年	150円	180円
		外 径 が 0.2メー トル以上0.3メ ートル未満の もの	長さ1メートルにつき 1年	230円	280円
		外 径 が 0.3メー トル以上0.4メ ートル未満の もの	長さ1メートルにつき 1年	310円	370円
		外 径 が 0.4メー トル	長さ1メートルにつき 1年	550円	660円

	以上0.7メートル未満			
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	780円	930円
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	1,570円	1,880円
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	260円	320円